

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年10月12日

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 口 和 志

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松 井 宏 昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松 井 宏 昭

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
14,947,146,651円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2018年9月14日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）及び行使代金615円を基準として算出した見込額です。行使代金が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。但し、新株予約権の行使に際して、新株予約権の保有者は新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に引受人への手数料を加えた行使代金を支払うこととなるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額と、行使代金の合計額とは異なります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

サムティ株式会社 東京支店
(東京都千代田区丸の内一丁目8番3号)
サムティ株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年9月18日付で提出した有価証券届出書について、平成30年10月12日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものではありません。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)
2018年2月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第37期第1四半期(自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)
2018年4月13日関東財務局長に提出

事業年度 第37期第2四半期(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)
2018年7月13日関東財務局長に提出

なお、当社は、2018年10月9日頃を目途に、事業年度第37期第3四半期(自 2018年6月1日 至 2018年8月31日)に係る四半期連結財務諸表が記載された2018年11月期第3四半期決算短信を公表する予定であり、2018年10月9日を目処に、当該四半期に係る四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年9月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年2月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年3月1日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を2018年8月29日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書を2018年8月29日に、並びに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月18日に、それぞれ関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の2018年2月28日に提出した金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書)を2018年3月15日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 2016年12月1日 至 2017年11月30日)
2018年2月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

四半期報告書

事業年度 第37期第1四半期(自 2017年12月1日 至 2018年2月28日)
2018年4月13日関東財務局長に提出

事業年度 第37期第2四半期(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)
2018年7月13日関東財務局長に提出

事業年度 第37期第3四半期(自 2018年6月1日 至 2018年8月31日)
2018年10月9日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2018年10月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年2月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年3月1日に、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を2018年8月29日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書を2018年8月29日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月18日に、並びに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月12日に、それぞれ関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の2018年2月28日に提出した金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書)を2018年3月15日に関東財務局長に提出